

大通達甲（生）第4号
大通達甲（刑）第4号
大通達甲（交）第3号
令和7年5月8日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部各課長
刑事部刑事企画課長
刑事部捜査第一課長
刑事部捜査第二課長
刑事部組織犯罪対策課長 殿
交通部交通指導課長
交通部交通機動隊長
交通部高速道路交通警察隊長
各警察署長

警察本部長

児童生徒等の健全育成のための学校と警察の連絡制度の実施について（通達）

児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）の健全育成のための学校と警察の連絡制度（以下「連絡制度」という。）については、「児童生徒等の健全育成のための学校と警察の連絡制度の実施について」（令和4年12月1日付け大通達甲（生）第9号、（刑）第8号、（交）第4号）により実施しているところであるが、この度、連絡責任者等に係る規定を見直し、下記のとおり実施することとしたので、誤りのないよう適正かつ効果的な運用を図られたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 目的

連絡制度は、後記2に規定する機関が緊密な連携の下に、情報を交換し、及び共有することにより、児童生徒等の安全確保及び非行防止を図り、もって児童生徒等の健全育成に資することを目的とする。

2 連携機関

連絡制度において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 警察本部及び県内の警察署（以下「警察」という。）
- (2) 県教育委員会並びに県立の中学校、高等学校及び特別支援学校
- (3) 県内の各市町村教育委員会並びにその所管する小学校、中学校及び高等学校

(4) 県内の私立の小学校、中学校及び高等学校

(5) 大分工業高等専門学校

3 連携の内容

連携機関は、児童生徒等の安全確保及び非行等の問題行動に関する情報を交換し、及び共有するとともに、必要があると認める場合には、関係する連携機関と協議を行い、及び所要の対応を行うものとする。

4 連絡対象事案

学校等（前記2(2)から(5)までに掲げる機関をいう。以下同じ。）と警察の相互連絡の対象事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校等への連絡対象事案

ア 逮捕事案（連絡することが不相当であると認められる場合を除く。）

イ 次に掲げる事案のうち、学校等との連携が必要と認められるもの

(イ) 逮捕事案以外の犯罪少年に係る事案

(イ) 触法少年及びぐ犯少年に係る事案のうち、送致し、又は通告するもの

ウ 不良行為少年に係る事案のうち、特に学校等との連携が必要と認められるもの

エ 犯罪被害に係る事案のうち、学校等との連携が必要と認められるもの（原則として、本人及び保護者（以下「保護者等」という。）が学校等への連絡に同意しているものに限る。）

オ 善行事案のうち、保護者等が学校等への連絡に同意しているもの

(2) 学校等から警察への連絡対象事案

ア 児童生徒等の犯罪及び被害の未然防止並びに児童生徒等の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案

イ 犯罪被害に係る事案のうち、警察との連携が必要と認められるもの（原則として、保護者等が警察への連絡に同意しているものに限る。）

ウ 善行事案のうち、保護者等が警察への連絡に同意しているもの

5 連絡責任者等

(1) 警察の連絡責任者等

ア 連絡責任者

連絡制度の円滑な運用を図るため、警察に連絡責任者を置き、警察本部にあっては生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を、警察署にあっては警察署長をもって充てる。

イ 連絡担当者及び連絡担当補助者

(イ) 連絡制度に係る事務を処理するため、警察に連絡担当者及び連絡担当補助者（以下「連絡担当者等」という。）を置く。

(イ) 警察本部の連絡担当者は生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）の警部以上の階級にある警察官の中から人身安全・少年課長が指定する

者を、連絡担当補助者は人身安全・少年課の警部補以上の階級にある警察官の中から人身安全・少年課長が指定する者をもって充てる。

- (ウ) 警察署の連絡担当者は大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号。以下「活動規程」という。）第14条第2項の規定により指定された少年事件選別主任者を、連絡担当補助者は同条第3項の規定により指定された警察署の少年事件選別補助者をもって充てる。

(2) 学校等の連絡責任者等

ア 学校等の連絡責任者には、県教育委員会にあっては教育庁学校安全・安心支援課長が、県内の各市町村教育委員会にあっては学校教育を主管する課長が、各学校（大分工業高等専門学校を除く。）にあっては校長が、大分工業高等専門学校にあっては校長及び学生主事がそれぞれ指定されている。

イ 学校等の連絡担当者には、県教育委員会にあっては教育庁学校安全・安心支援課主幹が、県内の各市町村教育委員会にあっては学校教育を主管する課の主幹等が、各学校（大分工業高等専門学校を除く。）にあっては教頭が、大分工業高等専門学校にあっては副校長がそれぞれ指定されている。

ウ 学校等の連絡担当補助者には、県教育委員会にあっては教育庁学校安全・安心支援課指導主事が、県内の各市町村教育委員会にあっては学校教育を主管する課の指導主事が、各学校にあっては生徒指導主任、生徒指導主事等がそれぞれ指定されている。

6 警察から学校等への連絡の方法等

(1) 連絡の方法等

連絡担当者等は、学校等への連絡を必要と認めるときは、連絡表（別記様式）を作成して連絡責任者の決裁を受けた後、面接又は電話による口頭連絡の方法により連絡を行うものとする。

(2) 連絡の時期

学校等への連絡は、原則として、次に掲げる事案に応じ、それぞれ次に定める時期に行うものとする。

ア 逮捕事案 逮捕後可能な限り早い時期

イ 任意事案、触法事案及びぐ犯事案 事案の全容が判明した時点（捜査又は調査の運営上、支障があるときは、捜査若しくは調査が終了した時点又は送致（付）し、若しくは通告した時点）

ウ 不良行為少年に係る事案 事案発生の都度、学校等における早期の指導等の必要性を考慮の上、可能な限り早い時期

エ 犯罪被害に係る事案及び善行事案 可能な限り早い時期

(3) 連絡の内容

連絡の内容は、連絡対象事案に係る児童生徒等の氏名、事案の概要及び児童生徒等の健全育成に資するために必要な情報とする。

(4) 管轄区域外に所在する学校に在籍する児童生徒等に係る連絡の方法等

ア 警察署長は、県内の自署管轄区域外に所在する学校に在籍する児童生徒等に係る連絡対象事案を取り扱った場合は、前記(1)から(3)までの規定に準じて学校等への連絡を行うものとする。この場合においては、当該学校が所在する地域を管轄する警察署長に連絡表の写しを送付し、相互の連携に努めるものとする。

イ 警察署長は、県外に所在する学校に在籍する児童生徒等に係る連絡対象事案を取り扱った場合は、人身安全・少年課長と協議の上、対応するものとする。

7 学校等からの連絡に対する措置

連絡担当者等は、連絡制度に基づき学校等から連絡を受けた場合は、事実を正確に把握した後、連絡表を作成の上、連絡責任者に報告して指揮を受けるとともに、時機を失することなく児童生徒等の非行及び被害の防止、安全確保その他の児童生徒等の健全育成に資するための適切な措置をとるものとする。

なお、当該連絡に係る事案が犯罪等を構成する場合は、関係法令に基づき、速やかに捜査又は調査を行うとともに、児童生徒等の適切な処遇、被害者の保護等が図られるよう必要な措置をとるものとする。

8 記録

(1) 学校等への連絡を行った場合の記録

連絡制度に基づき学校等への連絡を行った場合は、当該連絡を行った事案が、送致(付)し、又は通告した事案の場合にあっては身上調査表(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)別記様式第21号)の処遇上参考となる事項を記載する欄又は児童通告書(少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号)別記様式第37号)の「備考」欄に「学校等連絡済」と朱書きし、不良行為少年に係る事案の場合にあっては少年補導票(活動規程第5号様式)の「学校連絡」欄に所要の記載をするものとする。

(2) 学校等から連絡を受けた場合の記録

連絡制度に基づき学校等から連絡を受けた場合は、連絡表を作成し、処理経過についても記録しておくものとする。

9 留意事項

(1) 秘密保持の徹底

連絡制度において取り扱う情報は、秘密の保持が厳守されるべき個人情報であることから、連絡制度の目的を逸脱した取扱いをしないよう特段の配慮をするとともに、連絡に当たっては、連絡責任者の指揮の下、組織的な対応を図ること。

(2) 連絡漏れの防止

連絡対象事案は、その内容が生活安全部門だけでなく、刑事部門及び交通部門にも及ぶものもあることから、関係職員に対して連絡制度の周知徹底を図り、関係部門の連携を強化して連絡漏れの防止を図ること。

(3) 学校関係者との緊密な連携

学校警察連絡協議会等を通じて、各学校との電話による連絡に必要な具体的な連絡手段を確保するよう、事前に緊密な連携を図ること。

(4) 正確な連絡

学校等に連絡するときは、共犯者が多数存在する事件や複雑な事案について誤解を避けるため、学校等の連絡担当者等を招致して行うなど、正確な連絡を行うよう配慮するとともに、感情的又は推定的な言動を慎むこと。

(5) 情報の取扱いに関する要請

学校等への連絡事項については、連絡制度の目的に沿い、専ら児童生徒等本人への指導及び教育のために活用し、警察が連絡をしたことによって、当該児童生徒等に不利益処遇を行うなど、学校等が児童生徒等の健全育成に反する措置をとることがないように、その都度、当該学校の連絡責任者に対する要請を徹底すること。

(6) 保護者の理解及び協力

学校等への連絡に当たっては、保護者の承認を必要とするものではないが、連絡制度の趣旨及び教育的な指導の必要性を踏まえ、保護者に対して警察から学校等へ連絡する旨を説明し、理解を得るよう努めるとともに、保護者等において自ら学籍する学校に連絡するよう指導すること。

なお、学校等への連絡対象事案以外の事案であっても、保護者等に対し、安易に「学校へは連絡しない。」旨の言動を行うことは、厳に慎むこと。

(7) 保護者からの苦情等に対する対応

学校等への連絡に関し、保護者から苦情等が寄せられた場合は、連絡制度の趣旨及び教育的な指導の必要性を踏まえ学校等に連絡をした旨を明確に説明し、理解を得られるように努めること。この場合において、保護者からの苦情等の内容が、連絡を受けて学校が行った謹慎等の不利益処遇に関するものであるときは、学校にその旨を連絡し、責任者に対応を求めること。

なお、苦情等の内容は、人身安全・少年課長に速報すること。

10 適切な事後措置への配慮

連絡制度の目的は、警察と学校等が連携して児童生徒等の健全育成を図るものであることを十分認識した上、個々の事案に応じて適切な事後措置が講じられるよう配慮するものとする。

(人身安全・少年課企画・指導係)

(生活安全捜査課企画・指導係)

(刑事企画課指導係)

(交通指導課企画・指導係)

別記様式

連 絡 表 (警察署)

事案種別	(☐ 逮捕 ☐ 任意) ☐ 犯罪 ☐ 触法 ☐ ぐ犯 ☐ 不良行為 ☐ 被害 ☐ 善行	
連絡年月日	年 月 日 () 時 分 (送 ・ 受)	
連 絡 者	警 察	☐ 連絡担当者 ☐ 連絡担当補助者
	学 校	☐ 校 長 ☐ 教 頭 ☐ 副校長 ☐ 生徒指導主任・主事 ☐ その他 連絡者名等 ()
事案概要等	学 校 名 等	☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 高 校 ☐ 高 専 学校名 ()
	学 年	年 組
	ふ り が な 氏 名	
	概 要	
	健全育成に 必要な情報	
	連絡方法	☐ 電 話 ☐ 面 接 ☐ その他 ()
学校等の把握状況	認 ・ 否 (認知の端緒： 保護者・本人・その他 の報告)	
児童生徒等の措置	☐ 通常送致 ☐ 簡易送致 ☐ 通告 ☐ その他 ()	
作 成 者	年 月 日 階級 氏名	
参 考		

※ 参考欄には、本制度を運用するに当たり、苦情があった事案、紛議を生じた事案等、参考となる事項を記載すること。
なお、苦情等があった場合は、人身安全・少年課長に速報し、対応措置結果を本書に添付すること。